

報告第30号

専決処分の承認を求めることについて

平成29年度おいらせ町一般会計補正予算（第5号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年12月7日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

専決第21号

平成29年度おいらせ町一般会計補正予算（第5号）について

平成29年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ407千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,473,486千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年10月10日 専決

おいらせ町長 三 村 正太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 諸収入		57,238	407	57,645
	5 雑入	50,882	407	51,289
歳入合計		10,473,079	407	10,473,486

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,362,425	407	1,362,832
	5 選挙費	26,312	407	26,719
歳出合計		10,473,079	407	10,473,486